

## 入札公告

令和4年度 電動介護ベッド等購入の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和4年7月4日

有田周辺広域圏事務組合 管理者 望月 良男

### 1. 入札に付する備品購入の概要

- (1) 物 件 名 電動介護ベッド等
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (3) 納 入 場 所 特別養護老人ホーム潮光園（和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2343 番地 1）  
新築移転建設工事中（鉄筋コンクリート造 地上3階建）
- (4) 納 入 期 限 令和4年8月31日（水）
- (5) 予 定 価 格 非公開
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 契約の保証 無
- (8) 入札参加形態 単体
- (9) 契約不適合責任期間 2年間（ただし、受注者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、民法の定めるところによる。）
- (10) 議会の議決 要

### 2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 主たる事業所（本社・本店）が県内にある又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続き又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 同一入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則

(平成 18 年法務省令第 12 号) 第 2 条第 3 講第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員 (株式会社の取締役 (指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社 (合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。) の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人 (以下「管財人」という。) を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 複数の単体企業により構成される組合等 (以下「組合等」という。) とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② その他上記 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ウ 和歌山県より、和歌山県物品の購入等に係る入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

エ 有田周辺広域圏事務組規約 (昭和 51 年有圏域規約第 1 号) 第 2 条に規定する構成市町及び有田周辺広域圏事務組合より入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

オ 有田周辺広域圏事務組規約 (昭和 51 年有圏域規約第 1 号) 第 2 条に規定する構成市町及び有田周辺広域圏事務組合において、建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱 (平成 30 年有圏域訓令第 1 号) に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

カ 次に掲げる暴力団排除対象者に該当しない者であること。

(ア) 契約の相手方として不適当な者

- ① 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、能力段又は暴力団員を利用するなどをしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどをしているとき
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(イ) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ① 暴力的な要求行為を行なう者
- ② 法的に責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ④ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- ⑤ その他前各号に準ずる行為を行う者

(ウ) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

### 3. 入札参加手続き等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。

(2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 仕様書等配布願受付期間

令和4年7月4日(月)から令和4年7月14日(木)まで ※土、日、祝日を除く。

イ 交付場所

有田市箕島50番地 有田周辺広域圏事務組合 事務局

電話番号 0737-83-4491

F A X 0737-82-1499

e-mail [info@aridakouiki.jp](mailto:info@aridakouiki.jp)

ホームページ <http://www.aridakouiki.jp>

ウ 交付方法

仕様書の配布は電子メール(PDF)により行うため、仕様書等配布願(有田周辺広域圏事務組合ホームページよりダウンロード)に必要な事項を記入し、電子メールに添付して提出すること。

※件名「電動介護ベッド等購入の入札における仕様書等配布願について」

その他の配布方法を希望する者は電話にて問い合わせること。

(3) 質疑について

ア 受付期間 令和4年7月15日(金)午後3時まで

イ 受付方法 指定の質疑書によりファクシミリ又は電子メールにより提出すること。質疑書は本組合ホームページからダウンロードすること。

ウ 回答日 令和4年7月20日(水)

エ 回答方法 組合ホームページ内に掲載する

(4) 現場説明会は、行わない。

### 4. 入札に関する事項

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和4年7月20日(水)から令和4年7月25日(月)まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田周辺広域圏事務組合事務局 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書を入れ、封筒の表面に開札日、物品名、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレス)を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札金額の記載方法

ア 通貨の単位は円とし、小数点以下の金額の記載は認めない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から消費税法第6条に規定される非課税に該当する金額を除いた課税対象本体金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から当該金額に含まれる消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) その他の入札必要事項

ア 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状(本人の記名、押印と共に代理人又は復代理人が記名、押印したもの)を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名、押印すること。

イ 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。

ウ 最低価格を提示した者は指定された日までに下記書類を提出し、参加資格の確認を終えたのちに落札者となる。

(ア) 内訳書

(イ) 別紙仕様書に記載された販売許可証等の写し

(ウ) 有田周辺広域圏事務組合入札参加資格審査申請に必要な書類

※令和4,5,6年度入札参加資格審査申請済の者は提出不要

エ 最低価格を提示した者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者に該当する者を決定する。

(5) 入札の取りやめ等

ア 入札参加者が談合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本組合の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

イ 入札者が1人のときは、入札を取りやめる。

## (6) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第3号様式）を添えて当該入札者に普通郵便で郵送するものとする。

ア 第4項第2号ア（イ）に規定する郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 封筒表記の宛先、開札日、物品名のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等

エ 封筒表記の入札者の商号又は名称が記載されていない入札書等

オ 封筒に開札日、物品名又は入札者の商号若しくは名称のいずれかが複数記載されている入札書等

## (7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 明らかに談合によると認められる入札

エ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

オ 信書便、電報、電話、電子メール又はファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）による入札

カ 以下のいずれかに該当する入札書による入札

（ア） 記名押印のない入札書

（イ） 入札金額を訂正した入札書

（ウ） 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書

（エ） 要領を知得することができない入札書

（オ） 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書

（カ） 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書

（キ） その他入札に関する条件に違反した入札

## 5. 開札等に関する事項

### (1) 開札は公開とする

ア 開札日時 令和4年7月26日（火） 午前10時00分

イ 開札場所 有田市役所 設備棟 多目的室

### (2) 落札予定について

落札予定日 令和4年7月28日（木）

### (3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

### (4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、有田周辺広域圏事務組合ホームページ内に掲載する。

## 6. 契約条件等

(1) 落札者は、入札参加資格等を確認後、速やかに仮契約を締結すること。

(2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。
- (4) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が 2.に規定する入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が 4.(7)に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。
- (5) 本契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 51 年有田周辺広域圏事務組合条例第 8 号)第 3 条の定めにより、有田周辺広域圏事務組合議会の議決に付さなければならない契約となる。落札業者とは仮契約を締結し、その後、有田周辺広域圏事務組合議会の議決があったときに、本契約を締結したものとする。なお、本契約を締結しないこととなったときにおいて、発注者(本組合)は、落札業者に対し何ら責任を負わないものとする。

## 7. その他

入札に係る提出書類は一切返却しない。

## 8. 問い合わせ先

有田周辺広域圏事務組合 事務局

電話番号 0737-83-4491

FAX 番号 0737-82-1499